

全

仏

仏暦2539年11月
(1996年)

NO.423



信教の自由に関する委員会講演会 (関連記事 8 頁)

財団 法人 **全日本仏教会**

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

理事会開催



東京グランドホテルで開催された理事会

委員会近藤正也委員長が行い、つづいて鷺尾財務部長が、来年度予算編成の基本方針を説明、原案通り承認された。

議案第二号「福島県仏教会加盟の承認を求めめる件」

白幡議長より上程。野生司社会部長が説明、福島県仏教会の加盟が承認された。

議案第三号「人件費予算の支出超過に対する措置について承認を求めめる件」

白幡議長より上程。鷺尾財務部長が説明、子備費からの支出が承認された。

協議事項

①「全日本仏教会財団創立四〇周年記念事業について」

白幡理事長より説明。質疑応答の後、明年秋、神戸市で開催することを決定。実行委員会を作り、準備を進めていくことになった。

②「国内の宗教団体に関する調査研究（文化庁）について」

白幡理事長、田中総務部長より説明。慎重に対応していくことになった。

③「仏教とマルチメディア研究会（仮称）設置について」

荒川事務総長より説明。質疑応答の後、研

究会設置が承認された。

報告事項

②「ルンビニー園復興事業の現況について」
川井ルンビニー委員長より、現況の詳細な報告が行われた。

③「最近の税制をめぐる諸問題について」
鷺尾財務部長が、税務調査の実状や来年度の税制改正への対応を報告した。

④「比叡山宗教サミット一〇周年記念事業について」

荒川事務総長が、これまでの経過を報告。

⑤「事務総局各部報告」

各担当部長より、報告された。

都道府県仏教会代表者会議

去る十月七日正午から、増上寺の会議室で平成八年度都道府県仏教会代表者会議が開催された。三帰依文唱和、事務総長挨拶につづいて、長野県仏教会の海野浄雄師を座長に選り、協議に入った。

協議事項①「平成九年度都道府県仏教会負担金について」

協議事項②「ルンビニー園マヤ堂修復事業の推進について」

協議事項③「最近の税務調査について」
各担当部長より、説明が行われ、出席者からは活発な質問や意見が出された。

十月十四日午後二時から、東京グランドホテルで、理事会が開催された。三帰依文唱和につづいて、白幡理事長を議長に、鳥居慎譽、増田貞圓の両師を議事録署名人に選出、議事に入った。

議案第一号「平成九年度予算編成の基本方針について承認を求めめる件」

白幡議長より上程。議案審議に先立って、
報告事項①「負担金検討委員会報告」を、同

日宗連、国税庁長官へ意見書提出

日宗連(日本宗教連盟)は、去る10月2日、全理事の連名で下記の「税務調査改善についての意見書」を日高壮平国税庁長官へ提出した。これは、寺院などに対する最近の行き過ぎた税務調査に懸念を示し、課税庁が政教分離の原則を厳格に守るよう求めたものである。

財団法人・日本宗教連盟は、教派神道連合会・全日本仏教会・日本キリスト教連合会・神社本庁・新日本宗教団体連合会の五協賛団体によって構成され、憲法が規定する信教の自由と政教分離の精神のもとに、わが国における宗教文化の振興に寄与するとともに、世界平和の確立に貢献するため、幅広い活動を行っております。

さて、ここ数年、各地において宗教法人に対する行き過ぎた税務調査及び「お尋ね」という法定外文書による調査が頻繁に行われておりますが、これらの調査は憲法第20条で保障されている「信教の自由」と「政教分離」の原則に抵触するおそれがあると思料しますので、速やかに改善処置を講じられますよう、下記のとおり意見を申し述べます。

宗教法人は、税法上「公益法人等」の一つとして位置づけられていますが、憲法で保障されている「信教の自由」を尊重する趣旨から、日本宗教連盟では税の運営執行にあたっては画一的な処理ではなく、宗教法人の特性に配慮した執行をするよう、訴えてきました。

とりわけ「法人税基本通達の一部改正について」(昭和56年11月20日付)が発表されてからは、同通達が公益法人等への課税を通じて「信教の自由」と「政教分離」原則の侵害につながることに懸念を表明し、国税庁長官に対して慎重な税務行政の実施を要望してきました。

ご高承とは存じますが、「法人税基本通達15-2-

14」(公益法人等の確定申告書の添付書類)については、昭和57年5月28日、当連盟と小山昭蔵国税庁次長(当時)の会談により、「各宗教法人が公益事業と収益事業とを区分経理することにより、上通達を宗教法人には適用しない」旨を確認しております。

しかしながら最近の税務調査では、上の「申し合わせ」が徹底されず、収益事業を行っている宗教法人に対して、非課税となっている公益事業にまで立ち入って調査を行う傾向が顕著となっております。また源泉徴収税の対象となる役員や職員の所得についても、あたかも所得隠しがあるかのような偏見にもとづいた、調査を受ける側の受任義務をはるかに越えた犯罪調査としか解釈できない調査がふえてきております。

宗教法人法第84条は「国及び公共団体の機関は、～宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなくてはならない」と定めてあります。しかし、最近の調査では「宗教法人法」を全く知らない税務署員が多く、この結果、宗教法人にとって最も聖なる場所である神前などを傍若無人に踏み込んだり、檀信徒名簿や過去帳など宗教上のプライバシーや人権問題に関わる資料の提示を強引に求めるケースが増えています。これらの

行為は、宗教活動に対する国家権力の介入であり、断じて許されるものではありません。

また、各地の税務署から出される法定外文書では、回答期日を明記するなど、あたかも将来的な不利益を暗示し、心理的圧力をかけている例が増えてきています。また、収入総額、取引銀行名、預金残高、信徒総数、宗教活動の年間予定等を調査項目に含めるなど、明らかに違法と判断される法定外文書が急激に増えております。これらの行為は、憲法第84条の租税法主義、憲法第31条の法定手続きの保障、行政手続法第32条の行政指導の一般原則に反する行為であります。したがって、法律に基づかない「お尋ね」文書の送付を直ちに中止するよう、各税務署長に対し指導方をお願い申し上げます。

国税庁は昨年10月、「平成6年事務年度の公益法人等税務調査」の内容を発表しましたが、それによると「宗教法人の84.3%から申告漏れが見つかった」と報告されています。しかしながら、その調査対象になったのは、いわゆる課税逃れの疑いにより調査された381法人のみであり、18万余の宗教法人全体から考えますとわずかな数です。このような調査結果の誇張は、意図的に宗教法人に対する誤解を生ぜしめるばかりではなく、宗教活動への著しい偏見を

煽る要因になると考えます。国税庁はこのような発表の形態について、速やかに改善の処置を講じ

られますよう、お願いを申しあげます。

宗教法人が本来の活動において非課税となっているのは、宗教法人に対する国家の関与を排除して、宗教本来の活動を最大限に生かすためのものであります。

日本宗教連盟は、宗教界と課税庁の間における不必要な摩擦を避けるため、昭和57年5月28日の「申し合わせ」の再確認を求めるとともに、国税庁及び各地の国税局に対して以下の事項を速やかに実施するよう、強く要望いたします。

＜税務調査改善のための要望点＞

1. 国税庁の職員研修カリキュラムに、憲法第20条で保障されている「信教の自由」並びに「政教分離」、さらには「宗教法人法」について理解を深めるカリキュラムを加えること。
2. 税務調査の事前通知は、調査理由と調査範囲を明記した文書で行うこと。
3. 収益事業以外の事業にかかわる決算書類等に関する質問検査については、収益事業以外の会計に及ぼざるを得ない個別・具体的事情を開示すること。
4. 法律に則った照会文書を出す場合は、客観的必要性のある事項に限定し、照会の諾否を被照会者の任意とし、将来的不利益のないことを文書に明記すること。

税務調査改善についての意見書

第十三回 宗教と税制シンポジウム

収支計算書提出制度と

税務調査の諸問題

財)日本宗教連盟

去る十月三日午後二時より、カトリック東京大司教区・関口会館で、日本宗教連盟主催による、第十二回「宗教と税制シンポジウム」が開催された。本年は、「収支計算書提出制度の導入」をテーマに、大蔵省主税局税制一課企画官の川北力氏と、「収支計算書提出制度と税務調査の諸問題」をテーマに、税理士の近藤一久氏が講演を行った。以下、近藤氏の講演要旨をご紹介します。(文責・社会部)



近藤一久氏

本日は、宗教法人などの公益法人に対する収支計算書提出制度に対しての反論を中心にお話しいたします。

一、非課税制における改正税法の違法性

現在の日本では、宗教法人法の宗教団体認定要件を満たすものは、等しく法人格を取得できます。そして所轄庁の認証を得た宗教団体は、宗教法人法上の適格法人となり、自動的に各種国税法及び地方税法の適格法人となります。したがって、宗教法人法上の適格審査とは別途に税法上の適格審査は行われません。この点、アメリカ税法では税法上の個別の適格審査が行われています。

わが国のように、自動的に課税除外が認められる制度を非課税税制といい、アメリカのように申請等の特別の手続きの結果をまっぴら税法上の個別審査を経て、課税除外が認められる免税制とは根本的に異なります。

税法理論上、非課税税制においては、当初

から納税義務が成立しないのに対して、免税制にあつては、いったん成立した納税義務を後に申告等の手続きにより、除外するという違いがあります。

このように、非課税税制を採るわが国の税制のもとにあつて、免税手続きを前提とするような今回の改正は、税法の体系自体を無視するものであると考えられます。

二、申告納税制に対する違法性

申告納税制度は、自分が納税義務者として納税の具体的内容を決定した上で、これを税務官庁に申告し、その申告による納税義務を実現しようとするものです。

宗教法人は基本的には非課税法人として、収益事業を営んでいない場合には税務官庁に申告する義務は発生しないはずであります。今回の収支計算書等の提出は、税制の基本原則に違背する重大な問題であると考えます。

確かに、現行法人税法上、宗教法人は収益事業を営む場合だけ法人税の納税義務があり、確定申告書を提出する義務がありますが、この申告書には、非収益事業に係る貸借対照表、損益計算書も添付することとされています。

しかしこの規定も、通達の適用は一般の公益法人を対象としたものです。宗教法人は除外することが確認されているのに、このような取り扱いがあるからという理由で、収益事

業を行っていない場合にも収支計算書を提出させることは、国及び地方公共団体が宗教活動にかかわることを禁止している政教分離の建前から、問題があると考えられます。

三、一般の公益法人と宗教法人の区別の必要性

宗教法人が公益法人としてその社会的役割を果たしているかどうかは、宗教上の事柄に属するので、信教の自由、政教分離の大原則から、これをチェックして必要な規制を行うことは差し控えられています。

収支計算の内容を検討して、単に収益部分を抽出するという手続きの中に、当然、宗教活動自体の検討、規制が行われることとなります。これは公益法人の一般的規定の税制改正という今回の措置が、宗教法人にはなじまず、憲法に抵触すると考えます。

四、宗教法人に対する税務調査手続き

アメリカでは、憲法で政教分離の原則を明確にするとともに、信教の自由を制度的に保障しています。こうした憲法構造のもと、宗教が政治に介入することや、政治が宗教に介入することは厳に戒められています。

とりわけ、課税の分野では、税務調査を通じて宗教団体の内部活動に不必要な介入がないよう歯止め策が置かれています。しかしこれは、宗教団体に対する適性な課税を行った

めの調査が禁止されているわけではありませんが、むしろ宗教団体の特性を考慮し、行政が税務調査の名を借りて宗教団体の内部活動に不必要な介入を行うことのないように、厳正な手続きを規定しようとしているものです。

例えば、調査通知や調査範囲の限定などを徹底することにより、事前手続きを十分に保障し、宗教団体と課税庁との間で、不要な摩擦を回避しようというものであります。

今回の税制改正は、課税の適性化ということとを前面に掲げておきながら、宗教法人の内部活動に介入するおそれがあるものです。そして宗教法人の特性を無視しており、課税庁が不必要に介入することのないように、厳正な手続きを置くべき措置を欠いた違法なものといえます。

五、公益法人課税強化と特例規定の矛盾

公益法人の課税強化の基本理念は、昭和五十八年十一月の税調答申に沿ったもので、そこには、市場競争政策優先の考え方、つまり、公益・営利法人に同じ税率を適用することによって、自由市場での公正な競争を確保すべきであるという考え方があります。これは公益法人課税政策上とられてきた抑制的補完課税の転換を図るものといえます。

公益法人などの収益事業に対する軽減税率等の課税は、民間公益団体の活動促進のため

の原資の供給等の現実的問題に対処する形として正当化されますが、その反面、通常税率又は軽減税率のいずれを選択すべきかは、課税政策の問題であって、これ自体違法とはいえないかもしれません。

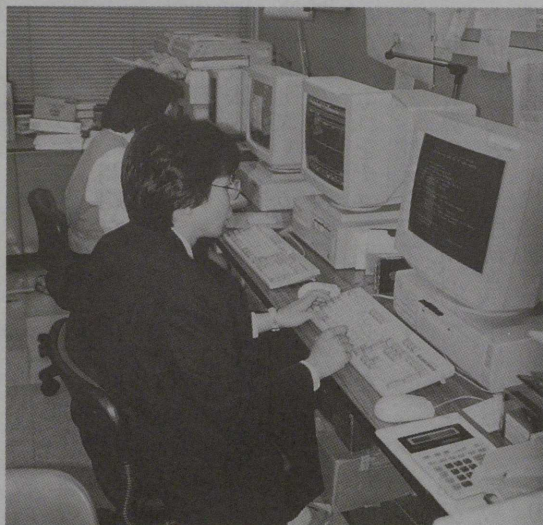
しかしながら、この選択にあたって留意すべきことは、その判断基準が現在の国家財政需要の増大に対処することを目的とした課税強化論にあるとしたら大いに問題です。

この点については、公益法人等の社会的存在意義や財政基盤の充実、さらには営利法人との性格的差異などを十分に検討しなければなりません。

特に、国庫主義的租税観においては租税法を政策的規定としてとらえ、国庫収入確保のために法の改廃を繰り返し、法の精神を看過するおそれがあります。そして国庫の財政収入の確保ないし、企業活動の保護等という政策にのみ傾斜することにもなります。

仮に寄付金の損金算入限度額の引き下げが国庫主義に基づくものであるとしたら、また、法人自体の課税に影響のない収支計算書の提出義務は、租税法主義の課税要件を法によって明確に定めることによって行政庁の恣意的な徴税を排除し、国民の財産的利益が侵害されないようにするための大原則に、違反するはずはです。

宗務所内のO A室の様子



仏教とマルチメディア

真宗大谷派

TOMO=NET

<http://www.tomo-net.or.jp>

全日本仏教会では、本年七月一日に教化セミナー「仏教とマルチメディア：インターネットの可能性」を開催した。そのシンポジウムでは、マルチメディアを用いた教化伝道の実例や今後の展望について、多くの有意義な意見が発表された。

そこで『全仏』誌では、今号より新企画として「仏教とマルチメディア」を開始し、各宗派の教化活動や情報連絡にマルチメディアを活用している事例を紹介する。

第一回目は、本年七月二十二日にインターネット上にホームページ「TOMO=NET」を開設した、真宗大谷派。担当は企画室の木島孝章師である。

◇ ◆ ◆
 …インターネットをはじめられたきっかけは。

二年後の平成十年の「蓮如上人五百回御遠忌」を控え、真宗大谷派は、立教開宗記念日の本年四月十五日に、御遠忌総合テーマ「バラバラでいっしょー差異（ちがひ）をみとめる世界の発見」を発表しました。

このテーマの背景には、現代人の直面する孤立感、孤独感、存在の不安感、人と人との関係性の希薄な状況を、「共生」「共に」という言葉のもと乗り越えようという大きな願いがあります。

大谷派ではこのテーマを教団内外に向けて広く発信し、一人でも多くの方々とテーマを持つ課題を共有する方途として、インターネットの活用に精力的に取り組んでいます。そして、七月二十二日にインターネット上に、ホームページ「TOMO=NET」を開設しました。

…どのように運営しているのですか。

インターネット関連の機器は宗務所内O A室にあり（写真）、O A室の職員が中心になって管理と運営を行っています。また、ホームページの内容の作成には、各部署や関連機関から専門家を集め、プロジェクトを組織して当たっています。

また、教化情報の対外発信手段としてのインターネットの利用とは別に、インターネットを使った、教団内の各教区、海外開教区、宗門関係の学校、保育連盟などの関係団体、さらに一般寺院住職やご門徒のユーザーを一つにつなぐ、宗派内の情報ネットワークを作る実験も行っています。

…インターネットにはどんな特徴があるのですか。

インターネットの持つ重要な機能の一つとして、「双方向発信」があります。つまり従来のメディアのように、一つの方向からの、一方的な発信だけでなく双方向、つまり発信



「TOMO-NET」ホームページの一部

する側と受ける側、あるいは受け手側同士での意見の自由なやりとりが可能になります。私たちは、この「双方向発信」の機能を生かし、苦悩を抱えて現代を生きる私たちが、様々な課題をぶつけ合い語りあう「場」が、蓮如上人のおっしゃった「寄合・談合」の現代版となることを願っています。

また御遠忌テーマ「バラバラでいっしょ」についての人々の思いを、インターネットの機能の一つである電子メールを使って、アンケート方式で集計し、再度ホームページに投影していく往復運動を行って、テーマの意味をより深める試みも行っています。

また、蓮如上人ご在世当時、信者の方々の宗教的要求に的確に答えられた『御文』を、インターネットの機能を生かして現代に実現できないかどうかでも試行しています。

：ホームページの内容を教えてください。

①御遠忌の情報やリーフレット『友・朋・共』の内容について、②真宗の教え、親鸞聖人・蓮如上人の生涯について、③教団の歩みや宗派が取り組む現代の課題、④仏事に関する疑問や作法についての情報、⑤真宗本廟や渉成園の紹介、⑥関係学校・関係団体・出版物の紹介などです。

内容についてはより多くの方が興味を持って

るよう定期的に更新しています。そしてどのページからも①の御遠忌のテーマへ移動することができるよう工夫しています。

そして将来的にはさまざまな言語を用いてページ作成を行なう予定です。

：今後の展望を教えてください。

現在インターネットの利用者は、青少年が中心ですが、今後は壮年の方々も含めた幅広い年齢層に対応する多彩な内容が求められるでしょう。また、すでに各世代から要望や反響が続々と電子メールで寄せられています。宗教教団のインターネットへの参入は、一面、情報化社会の弊害（個人の孤立化・現実感の喪失）を助長する可能性もあります。

反面、そうした場では、他者とのコミュニケーションを持って現代の人々への教化手段としての効果も大きいと考えています。

真宗大谷派は、これらの課題と責任を踏まえた上で、インターネットを使って広くメッセージを発信していく道を選択しました。

しかし、同時に、インターネットとはあくまで浄土真宗の教えに触れていただくきっかけづくりで、教化支援の域を出るものではないと、私たちは考えています。

今後は、内容をより吟味しながらインターネットを活用し、現代に密着した効果的な教化活動を展開していくつもりです。

信教の自由に関する委員会講演会

信教の自由に関する委員会主催による講演会が、十月七日午後二時半から、増上寺南信徒控室を会場に開催された。

この講演会は、去る六月二十四日開催の第一回信教の自由に関する委員会での協議に基づいて開かれたもので、ルポ・ライターの乙骨正生氏が「宗教と政治の現実的課題―総選挙をめぐる創価学会の動向」をテーマに、約一時間熱弁を奮った。

乙骨氏は、創価学会の選挙運動の実態を生々しく報告、約六十人の出席者は熱心に聞き入っていた。

ルンビニー委員会

九月二十六日午後二時より、東京グランドホテルで、第二回ルンビニー委員会が開催された。

最初に、第一回ルンビニー委員会で設置が決められ、当日までに四回開催された事務連絡会議の内容が報告され、続いて八月二十六日から二十九日までのネパール出張の報告が行われた。

次に、マヤ堂修復に関する今後の諸問題に関して、復元の具体的方法、予算措置などに

ついて、活発に意見交換が行われた。

埼玉県仏教徒大会

十月七日、埼玉県児玉郡神川町の大光普照寺を会場に、第十九回埼玉県仏教徒大会が開催された。

第一部の法要に続いて、小説家の大谷羊太郎氏が「長寿社会を楽しむ知恵」という演題で講演を行った。

事務局録事

十一月

- 一日 天台大師遠忌大法要参列
- 二日 新宗連結成四十五周年式典出席
- 三日 日宗連税制シンポジウム
- 七日 都道府県仏教会代表者会議
信教の自由委員会講演会
業旃陀羅問題研究会
埼玉県仏教徒大会出席
- 八日 日本キリスト教連合会創立五十周年記念式典出席
故正力松太郎氏追善法要参列
- 九日 法律相談室
- 十一日 総持寺晋山式参列
- 十四日 局内会議
理事会

- 十九日 禅林寺派西山国師遠忌法要参列
- 二十二日 同和推進担当者連絡会
- 同日 同和委員会

二十四日 法律相談室

二十九日 同宗連教団行政責任者研修会出席

長野県仏教徒大会出席

三十日 日宗連理事会

三十一日 日本宗教代表者会議委員会出席

哀 悼

吉田 昭炳（元全仏評議員）

九月四日、七十三歳で遷化

浄土宗前教学局長

1997年版

9×14cmのポケットサイズ

全仏手帳

定価 700円

お申し込みは
全仏手帳係